

仕 様 書

- 1 件 名 学童クラブ清掃業務委託
- 2 履行場所 府中市第一学童クラブ 22施設（3分館含め計25か所）
詳細は別表1及び定期点検一覧のとおり。
- 3 業務内容
 - (1) 通常清掃（月1回）
別添1「学童クラブ（児童青少年課）参考年間計画」及び別表3「学童クラブ通常清掃作業工程表」に基づき、市と年間の計画を協議したうえで、実施すること。
 - (2) 特別清掃
 - ア 床面清掃
 - (ア) 年6回実施すること。ごみを除去し、ポリッシャで床面の汚れを除去後、床面に適した良質のワックス（滑らないもの）を塗布すること。年1回は剥離をしてワックスをかけること。
 - (イ) 通常清掃から最低2週間以上の間隔を空けて実施すること。
 - (ウ) 玄関まわりのタイル及びコンクリート部分は、水洗いすること。
 - イ 窓ガラス清掃
年2回（7月から8月まで及び1月から2月まで）実施すること。洗剤（アルミサッシ等及び塗料部分を損じないもの）でガラス両面の汚れを除去後、乾布で拭き磨きをすること。併せて、サッシ、溝等の汚れ及びごみを除去すること。
 - ウ 天井回り等の清掃
年1回（12月）実施すること。蛍光灯の器具、カバー及び電球並びにブラインドは、洗剤拭き後、乾布拭きをすること。天井及び壁面は、ほこり、汚れ等を掃除機及び雑巾等で除去し、建物外回りは、すす払いをすること。冷蔵庫、収納庫、本棚、時計、各部屋、表札その他は、洗剤拭き後、乾布拭きをすること。
 - エ 雨どい清掃
年1回（6月から7月頃）実施すること。雨どいのごみ等を除去後、水洗いをし、水の通りを確認すること。ただし、第四、四谷及び武蔵台学童クラブは年2回（6月及び12月から1月頃）実施すること。対象除外等は別表2による。
 - オ 除草
年3回（4月から5月頃、6月から7月頃及び9月から10月）実施すること。敷地内を除草（抜根）すること。除草剤は使用しないこと。ただし、第三、第六及び第八学童クラブは対象外とする。
 - カ 屋根上枯れ葉清掃
年1回（6月から7月頃）実施すること。ただし、第四、四谷及び武蔵台学童クラブは年2回（6月及び12月から1月頃）実施すること。対象除外等は別表2による。
 - キ 屋上ドレン部清掃
年1回（6月から7月頃）実施すること。ただし、第四、四谷及び武蔵台学童クラブは年2回（6月及び12月から1月頃）実施すること。対象除外等は別表2による。

ク 燻煙剤又は煙霧剤を使用した害虫駆除

年 1 回、対象施設 25 か所について、小学校の夏季休業終了前までに実施すること。使用する薬剤及び施工に要する費用は、本業務に含むものとする。施工後は館内の清掃を行うこと。また、燻煙等により火災報知設備その他の警報設備が誤作動しないよう、必要な養生、機器停止、関係者への連絡等の対策を講じること。

ケ 空調機（室内機）フィルター清掃

年 4 回実施すること。

コ 蛍光灯交換（令和 9 年度のみ）

蛍光灯が切れたものは随時交換すること。（令和 9 年度のみ）

4 作業実施日及び作業時間

ア 作業日時については、施設と協議のうえ決定すること。

なお、作業は学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に支障がない日時に実施するものとし、原則として次の時間帯を避けること。

- ・ 平日：午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- ・ 土曜日：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- ・ 長期休業期間：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

日曜日、祝日及び年末年始は運営しない。

イ 作業は、原則として平日の午前中又は日曜日・祝日に実施すること。なお、学童クラブ及び放課後子ども教室の運営時間外であっても、施設職員が業務のため施設を使用している場合は、その業務に支障を及ぼさない日時とし、事前に施設と十分調整のうえ実施すること。

5 その他

（１） 作業日程表

月ごとに作業日程表を作成し、一月前までに提出すること。ただし、一度提出した作業日程表は、その都度、委託者と受託者が協議の上、変更できるものとする。

（２） 鍵の預託

作業実施日に鍵が必要となる場合は、作業日前日までに児童青少年課で鍵貸出簿に記入し、鍵の貸出しを受けること。貸し出された鍵は厳重に取り扱い、作業終了後、速やかに返却すること。

（３） 作業に当たっての注意事項

ア 作業に使用する資材及びごみ処理費用は受託者の負担とし、光熱水費は委託者の負担とすること。

イ 作業ごとに作業終了確認書を学童クラブ及び放課後子ども教室に提出し、施設の職員の確認を受けること。

ウ 年度当初に従事職員の名簿を提出すること。

エ 作業部位及び材質に適した掃除用具及び資材を使用すること。

オ 作業に際し、容易に移動可能なものは移動させ、作業後は元の位置に戻すこと。

カ 労働基準法をはじめとする関係法令を遵守し、業務を遂行すること。

キ 清掃箇所を目視で確認できない箇所は、写真を提出すること。

ク 本仕様書に定めのない事項又はやむを得ず仕様どおりの履行が難しい場合は、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

別表 1 対象施設一覧表

No	施設名	床面積 (㎡)	窓面積 (㎡)	除草面積 (㎡)	所在地
1-1	第一学童クラブ	2 3 6	9 0	6 0	府中市寿町 2 丁目 6 番地
1-2	第一学童クラブ分館	2 7 3	4 2	1 2 9	府中市寿町 2 丁目 6 番地 8
2-1	第二学童クラブ	4 8 1	1 0 0	6 0	府中市緑町 1 丁目 2 9 番地
2-2	第二学童クラブ分館	4 7 8	6 2	4 1 4	府中市緑町 1 丁目 3 5 番地 1
3	第三学童クラブ (放課後子ども教室含む)	7 2 1	1 0 4 . 2	0	府中市片町 3 丁目 5 番地
4	第四学童クラブ	2 4 3	8 0	2 0 0	府中市白糸台 1 丁目 5 9 番地
5-1	第五学童クラブ	2 3 0	6 0	2 0 0	府中市本宿町 1 丁目 5 1 番地
5-2	第五学童クラブ分館	3 4 7	4 5 . 8	5 3 . 4	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地
6	第六学童クラブ (放課後子ども教室含む)	4 8 5 . 2	1 0 0 . 9	0	府中市天神町 4 丁目 1 4 番地
7	第七学童クラブ	3 3 5	9 0	9 0	府中市北山町 2 丁目 2 0 番地
8	第八学童クラブ (放課後子ども教室含む)	4 7 4	7 7 . 6 4	3 0	府中市是政 1 丁目 3 4 番地
9	第九学童クラブ	2 4 5	8 1	6 0	府中市栄町 3 丁目 7 番地
10	第十学童クラブ	3 0 8	1 2 0	1 6 0	府中市若松町 4 丁目 3 2 番地
11	武蔵台学童クラブ	2 5 6	9 0	1 5 0	府中市武蔵台 2 丁目 3 番地
12	住吉学童クラブ	2 9 9	9 0	9 0	府中市住吉町 2 丁目 3 0 番地
13	新町学童クラブ	2 1 1	6 0	9 0	府中市新町 1 丁目 2 9 番地
14	本宿学童クラブ	2 8 6	9 0	6 0	府中市本宿町 4 丁目 1 9 番地
15	白糸台学童クラブ	1 9 2	7 4	2 9 0	府中市白糸台 2 丁目 1 8 番地
16	矢崎学童クラブ	1 7 2	9 0	1 2 0	府中市矢崎町 4 丁目 9 番地
17	若松学童クラブ	2 7 1	1 1 1	5 0	府中市若松町 3 丁目 3 番地
18	小柳学童クラブ	2 9 2	1 2 0	2 0 0	府中市小柳町 4 丁目 4 5 番地
19	南白糸台学童クラブ	2 9 2	1 2 0	2 5 0	府中市押立町 2 丁目 2 5 番地
20	四谷学童クラブ	2 5 5	8 5	9 0	府中市四谷 3 丁目 2 7 4 0 番地
21	南町学童クラブ	2 8 3	9 0	5 0	府中市南町 3 丁目 6 番地
22	日新学童クラブ	2 4 5	1 2 0	1 0 0	府中市日新町 5 丁目 2 2 番地

No	施設名	床面積 (m ²)	窓面積 (m ²)	除草面積 (m ²)	所在地
	合計	7,910 . 2	2,193.54	3,147 . 3	

別表 2 年間実施予定表

作業項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常清掃	年 1 2 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
床面清掃	年 6 回	○		○		○		○		○		○	
窓ガラス清掃	年 2 回					○						○	
天井回り等の清掃	年 1 回									○			
雨どい清掃	年 1 回 3				○								
雨どい清掃（第四・四谷・武蔵台）	年 2 回 1										○		
除草	年 3 回 3		○		○			○					
屋根上枯れ葉清掃	年 1 回 3				○								
屋根上枯れ葉清掃（第四・四谷・武蔵台）	年 2 回 1										○		
屋上ドレン部清掃	年 1 回 3				○								
屋上ドレン部清掃（第四・四谷・武蔵台）	年 2 回 1										○		
燻煙剤又は煙霧剤を使用した害虫駆除（25か所）	年 1 回 2				○								
空調機（室内機）フィルター清掃	年 4 回		○			○			○			○	

- 1 第四、四谷及び武蔵台学童クラブのみ対象とする。
- 2 小学校の夏季休業日前までに実施すること。
- 3 第三、第六及び第八学童クラブを除く。ただし、第八学童クラブの雨どい清掃及び屋上ドレン部清掃は、バルコニー部分を対象とする。

別表 3 学童クラブ通常清掃作業工程表

区分	対象箇所	作業内容	頻度
育成室	床	ほうき及び掃除機等を使用してごみ、ほこり等を除去後、化学雑巾拭きをする。学童クラブで実施する煙霧消毒後に行う清掃時には、水拭きも行う。	月 1 回
育成室	棚	掃除機等を使用してほこり等を除去後、雑巾で洗剤拭き及び乾布拭きをする。落書き及び手あかも除去する。棚上部も清掃箇所に含む。	月 1 回
育成室	手洗場	磨き粉を使用してグリップその他を磨き、その後、乾布拭きをする。	月 1 回
事務室	床	ほうき及び掃除機等を使用してごみ、ほこり等を除去後、化学雑巾拭きをする。	月 1 回
和室	床	ほうき及び掃除機等を使用してごみ、ほこり等を除去後、雑巾で水拭きをする。	月 1 回
湯沸室	床	ほうき及び掃除機等を使用してごみ、ほこり等を除去後、化学雑巾拭きをする。	月 1 回
湯沸室	流し台	磨き粉を使用してグリップその他を磨く。排水口の中も清掃箇所に含む。	月 1 回
シャワー室	床	ほうき及び掃除機等を使用してごみ、ほこり等を除去する。	月 1 回
シャワー室	壁	洗剤を使用して汚れを除去後、乾布拭きをする。	月 1 回
便所	床	ほうき等を使用して汚れを除去後、ブラシで水洗いし、モップ等で拭き取る。	月 1 回
便所	手洗器	磨き粉を使用してグリップその他を磨く。	月 1 回
便所	便器	薬品を使用して磨く。	月 1 回
便所	壁面・扉	洗剤を使用して汚れを除去後、乾布拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	床	ほうき及び掃除機等を使用してごみ、ほこり等を除去後、化学雑巾拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	手すり	雑巾を使用して水拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	扉（各部屋）	洗剤を使用して汚れを除去後、乾布拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	サッシ（各部屋）	溝等のごみ、汚れ等を除去後、雑巾で水拭きをする。	月 1 回

区分	対象箇所	作業内容	頻度
階段・廊下・その他	調度品	はたき及び掃除機等を使用して、ちり払いをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	鏡	洗剤を使用して汚れを除去後、乾布拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	下駄箱	掃除機を使用して砂、泥等を除去後、雑巾で水拭きをする。下駄箱上部も清掃箇所に含む。	月 1 回
階段・廊下・その他	玄関（タイル部分）	ほうきを使用してごみ、ほこり等を除去後、モップ及び雑巾等で水拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	玄関（ガラス）	洗剤を使用して汚れを除去後、乾布拭きをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	外回り（コンクリート部分）	ブラシを使用して水洗いをする。	月 1 回
階段・廊下・その他	敷地内全面	ほうきを使用してごみ等を除去する。時期により落ち葉等も除去する。	月 1 回
空調機	フィルター	フィルターの清掃	年 4 回

第五学童クラブは、体育館側の敷地の除草を対象外とする。